

介護ヘルパー派遣センター 指定訪問介護事業運営規程

第1章 事業目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人凌雲堂が経営する指定訪問介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 指定居宅サービスたる指定訪問介護の事業は、要支援・要介護状態等となった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。

3 地域との結びつきを重視し、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第3条 訪問介護事業の遂行のため次の職員を置く

(1) 管理者	1名
(2) ヘルパー長	(1)名
(3) サービス提供責任者	4名以上
(4) 居宅介護従事者（ホームヘルパー）	30名以上

(職務分掌)

第4条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

(1) 管理者

① 当該指定訪問介護事業に従事する訪問介護員及び業務の管理を、一元的に行う。

② 当該指定訪問介護事業に従事する訪問介護員に対し、必要な指揮命令を行う。

③ 指定訪問介護の利用に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。

(2) サービス提供責任者

① 利用申込者の居宅へ訪問し、介護サービスを行う。

② 利用に係る調整及び訪問介護員等に対する技術指導を行う。

第3章 訪問介護の営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 訪問介護サービスの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日

毎週 月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始は除く）

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時15分まで

サービス提供時間 24時間（年中無休）

第4章 指定訪問介護の内容、利用料及びその他の費用

（指定訪問介護の内容）

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

(1) 身体の介護に関すること

ア 入浴の介護

イ 排泄の介護

ウ 食事の介護

エ 身体の清拭、洗髪

オ 衣類の着脱の介護

カ 通院等の介助その他必要な身体介護

(2) 家事に関すること

ア 調理

イ 衣類の洗濯、補修

ウ 居住等の掃除、整理整頓

エ 生活必需品の買い物

オ 関係機関との連絡

カ その他必要な家事

(3) 相談、助言に関すること

ア 生活、身上、介護に関する相談、助言

イ 住宅改良に関する相談、助言

ウ その他必要な相談、助言

（指定訪問介護の利用料）

第7条 指定訪問介護の利用料は介護報酬の告示上の額と同額の利用料とする。

(1) 法定代理受領サービスである指定訪問介護に係る利用料（介護保険負担割合に応じた額）

(2) 法定代理サービスでない指定訪問介護の利用料

前項の居宅サービス提供の上限を超えるサービスの提供をした場合、その上限を超えるサービスは自己負担とする。

（利用料等の受領）

第8条 法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者を支払われる居宅介護サービス費又は居宅サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。

第5章 事業の実施地域

(事業の実施地域)

第9条 指定訪問介護の事業を実施する地域は、次のとおりとする。

宮崎市域

第6章 運営に関する事項

(内容及び手続きの説明及び同意)

第10条 指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第11条 指定訪問介護の利用申し込みがされた場合は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者・地域包括支援センターへの連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等を紹介その他の必要な措置を行う。

(受給資格等の確認)

第13条 指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 前項の被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会の意見に配慮して、指定訪問介護を提供する。

(要介護認定等の申請等に係る援助)

第14条 指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

(心身の状況等の把握)

第15条 指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者・地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健、医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(居宅介護支援事業等との連携)

第16条 指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者・地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2 指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者・地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健、医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第17条 指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者・地域包括支援センターに依頼する旨を保険者に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明及び、居宅介護支援事業者・地域包括支援センターに関する情報の提供、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第18条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供する。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第19条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者・地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行う。

(身分を証する書類の携行)

第20条 サービス提供責任者等は身分を証する書類を携行し、初回訪問時及び利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。

(サービスの提供の記録)

第21条 指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について、利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は居宅サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面等に記載する。

(訪問介護計画の作成)

第22条 サービスの提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成する。

2 前項の訪問介護計画の作成に当たって、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。

3 第1項の訪問介護計画を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明する。

4 訪問介護計画作成後においても、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。

5 第1項から第3項までの規定は前項に規定する訪問介護計画の変更について準用する。

(虐待防止に関する事項)

第23条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する

ものとする。

第7章 緊急時における対応方法

(緊急時の対応)

第24条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師等又は事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(事故発生時の対応)

第25条 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第26条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第8章 その他の運営に関する事項

(衛生管理等)

第27条 事業所は、感染症または食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する

(4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(認知症研修等)

第28条 事業所は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設ける者とし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

(職場におけるハラスメントの防止)

第29条 事業所は、適切な指定居宅サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持等)

第30条 指定訪問介護事業に従事する職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問介護事業に従事した職員であった者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(苦情処理)

第31条 事業所はサービス提供に関する利用者等からの苦情に迅速に対応するため、苦情受付のための窓口を設置する。

2 事業所はサービス提供に関し、市町村から指導助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って、必要な改善を行うこととする。

第9章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第32条 指定訪問介護の事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整理)

第33条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する指定訪問介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

附 則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。